

## 藤井寺市地域経済循環創造事業に係る事業者募集要領

### 1 目的

本市において、地域金融機関等との連携のもと、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業の事業化に取り組む民間事業者等に対し、国の地域経済循環創造事業交付金を活用して本市が支援することにより、地域経済循環の創造を図ることを目的とする。

### 2 募集する事業の内容

#### (1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、別に定める藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行うこととする。

#### (2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業(以下「補助金事業」という。)を実施する場合に、補助金の交付を行うこととする。

(ア) 総務省要綱第10条の規定により市長が交付決定を受けたものであること

(イ) 実施に当たり必要な1人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画していること。

(ウ) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

(エ) 産官学金による連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

(オ) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性がある新規事業であること。

(カ) 下記第3項に規定する補助対象経費のうち、この要綱により補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額(以下「融資額等」という。)の総額が、下記(4)に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、金融機関は経営者に対して補助事業者の連帯保証人になること(経営者保証)を求めてはならない。

#### (3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知)による交付金の交付決定の日から同要綱第14条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕並びに購入に係る経費(用地取得費を除く。)
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、

	購入及びリース・レンタルに係る経費
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

#### (4) 交付限度額

補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

ア 融資額が補助金額と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円

イ 融資額が補助金額の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円

ウ 融資額が補助金額の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円

エ 融資額が補助金額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

### 3 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、交付決定を受けた年度内まで（令和 9 年 3 月）とする。

### 4 申請者に係る要件

(1) 市内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。

(2) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 藤井寺市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）又は、同条第 2 号に規定する暴力団員を役員とする民間事業者等及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者を役員とする民間事業者等でないこと。

(5) 藤井寺市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

### 5 公募期間

提案申込書の提出は令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 5 月 29 日までとする。

※事業の緊急性や効果などを踏まえ、必要があると認められる場合はこの限りでない。

※本事業は市や地域金融機関との調整や連携が必要になります。応募される場合につきましては、事前にご相談下さい。

※事業の審査及び採択は総務省においても行われます。審査の結果、事業が不採択になった場合等は補助金が交付されませんので、あらかじめご留意ください。

※募集事業の内容・規模等については、市と事業者の双方で確認の上、変更する場合があります。

## 6 スケジュール

項番	内容	日時
1	公募・書類提出期間	令和8年4月1日～令和8年5月29日
2	審査会の設置	令和8年6月中旬
3	申請者へ選定結果を通知	令和8年6月下旬
4	申請者・市との調整期間	令和8年6月下旬～7月中旬
5	市→総務省へ交付申請	令和8年7月下旬
6	交付決定の通知	令和8年10月
7	補助事業実施	交付決定後～令和9年2月下旬
8	実績報告書の提出	令和9年3月上旬

## 7 申請方法

応募に当たっては、下記書類を1セットにして、8部及び提出書類のPDFデータを提出すること。

- (1) 藤井寺市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (3) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料（見積書等）
- (4) 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- (5) 市税に未納がない証明
- (6) 登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）
- (7) 会社等の概要書（業種、従業員、取扱商品、事業内容など）
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) チェックリスト（様式第3号）
- (10) 審査に関する書類（様式第4号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

## 8 提出場所

藤井寺市市民生活部産業労働課まで持参又は郵送（提出期間到着とする）

住所：〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

Mail：[shoukou@city.fujiidera.lg.jp](mailto:shoukou@city.fujiidera.lg.jp)

## 9 留意事項

- (1) 提出書類は、申請事業の採択以外に使用しないものとする。
- (2) 書類の提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (3) 書類提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

## 10 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 審査終了後に、申請資格がない事実が発覚した場合

### 1 1 事業者の選考方法及び審査基準

#### (1) 市における確認

提出された申請書等の内容確認を行い、その後、第12条による審査会により、総務省へ申請する事業の選定を行う。この選定された提案を、市から総務省に提出する。

#### (2) 総務省における審査

総務省において、事業内容の審査を行い、採択又は不採択を決定する。

(総務省において不採択となった場合、市から補助金は交付されません)

### 1 2 選定

#### (1) 審査会の設置

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした藤井寺市地域経済循環創造事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。また、審査会は非公開とする。

#### (2) 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションから総合的に審査する。

プレゼンテーションにおける留意事項

- (1) プレゼンテーションの実施にあたり、本補助金事業の責任者は必ず出席すること。
- (2) 実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。
- (3) プレゼンテーションは事業実施計画書等を用いて行う。

以下の基準をもって採点を行う。

	審査項目	審査基準	配点
1	動機と意欲性	・事業の実施に係る動機と、事業を実施する意欲性があるか。	10
2	事業の収支計画	・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限を超えるものでないか。	10
3	地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料などの地域資源を活用する事業であるか。	10
4	事業の実現性	・事業の内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。	10

5	雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。	10
6	公共的な地域課題の解決	・地域経済の循環、関係人口の増加など、本市の地域課題の解決に繋がる事業であるか。	15
7	事業の新規性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。	10
8	事業のモデル性	・市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。	10
9	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	5
10	事業の自立性	・補助金事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10
合計			100

審査は、上記の表に掲げる審査基準に基づき、提案事業を厳正かつ公正に審査を行い、各委員の評価点の合計が6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政などの状況に鑑み合議により申請事業を選考する。

※複数の申し込みがあり、合計点数が同じ場合については、「6の公共的な地域課題の解決」の各審査委員の合計点数が高い方を上位とする。

※審査の結果については、原則非公表とする。

### 1.3 審査結果の通知

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず申請者全てに文書で通知する。

### 1.4 担当課及び問い合わせ先

藤井寺市市民生活部産業労働課

住所：〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

電話：072-939-1337

Mail：[shoukou@city.fujiidera.lg.jp](mailto:shoukou@city.fujiidera.lg.jp)